

平成22年3月17日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
		14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

13番 前田寿郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育委員長	生駒進	教育長	松並勝
教育次長	坂本勝		

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議 事 日 程 第 4 号

平成22年3月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成22年3月17日

午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

前田寿郎君から欠席の届け出が提出されております。ご報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

田辺守君。

4番（田辺 守君）

おはようございます。

議長の許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

地域整備事業について伺いを致します。

これは、黒潮町内部落61という部落があるわけですが、それぞれの地域の区長さん、地域の要望を取りまとめて役場の方に毎年出しております。

町内の道路、特に地域の中にある生活道、また地域内を張り巡らしておりますところの町道、また農道、側溝等々、部落の中にはさまざまな公共の施設があります。私、部落の区長を6年間やらさせていただきました。そういう中で区長の仕事として、地域内のさまざまな要望を町の方にお願いをしてみました。町内各部落の区長さんもそれぞれ事情は違うかと思いますが、地域の住民の要望をです、いろいろな聞き、町役場の方にお願いをし、また担当の課ならびに部署、職員ともども地域住民の要望に応じてきております。

そこで、この地域整備事業であります。私の認識が間違っておるかも分かりませんが、この地域整備事業は合併前の旧佐賀町で事業推進をしてきたものであるというように認識しております。そしてその中身といいますと、小災害等補助事業に計上できない事例に対して必要性を認識し、かゆいところへ手の届く施策として、地域の要望に応じてきた事業であると認識しております。

合併後、旧大方町2,000万円、旧佐賀町1,000万円、計3,000万円の予算計上で地域のさまざまな要望に応じていってもらっていると思っておりますが、21年度の執行状況とその事例別内容についてお聞きをしたいと思います。

また、平成21年度一般会計補正5号で、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業費で3,000万円の地域交付金事業費を計上しております。

集落内の町道、生活道、用排水路の改修、また受益者負担の伴う田、畑ののり面の崩落等々、地域要望箇所は多大であります。

また、町長は、来る町長選に対しての自分の考えとして、徹底的に地域支援を行えるよう、さまざまな地域要望に対し迅速に対応、処置できる仕組みを作ると言っております。

私は、この地域整備事業、地域の要望に応えるこの事業はですね、先ほど申しましたように補助事業に乗らない小災害、そういう個所に対して対応のできる、かゆいところへ手の届く施策としての地域要望ならびに地域整備事業と、このように考えております。

町長も、本来の地域で生活しております住民の日常の事案でありますところの、先ほど申しました小災害等々、また地域内の生活道、町道、側溝等々、地域で生活していく上で必要な個所がたくさん要望として挙がってきておると思います。ぜひともですね、大きな事業も控えておる中ではございますが、地域に住む区長さんを中心とした地域の要望に対して、今回の補正第5号でのきめ細やかな臨時交付金事業、これは3,000万組んでおりますが、それ以上にですね、やはり地域のさまざまな要望に応える予算計上厚くしてですね、対応してもらいたい。

地域によっては河川があり、用水路があり、生活道、また農道があり、幹線の町道以外にたくさんのそういう町道ならびに生活道張り巡らしております。近年は、そういう所にも目を向けて事業を推進してもらっていることは承知はしておりますが、まだまだですね実感としてそういう所に厚い予算計上の上、対応していただきたい。

そういう地域整備事業、厚くすることによって疲弊をしております地域、特に中山間地域で生活をしている住民にとってはですね、自分で、家族で、地域で、対応できるところは対応してまいっておりますが、行政の力を借りなければ費用等多大に掛かる部分におきまして受益者負担、こういうものは念頭に置いております。

ぜひとも、そういう部分におきましても今以上にですね予算計上をして、地域住民の声に応えていただきたい。そういう観点から質問をさせていただきます。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、田辺議員の一般質問の地域整備事業について、私の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、21年度の地域整備事業の執行状況と事例内容ということですが、21年度はですね、要望数は現地調査もした関係で追加分を含めまして385件ございました。そのうち県に対応するもの、また国に対応するものというふうに分けておりますけれども、町の方でですね実施しているものが45件であります。全体からして国、県の方も含めますけれども11.7パーセント、約1割ちょっとという状況にあります。

実施事例ということですが、内容と致しましては町道の水路や舗装などの改良がですね14件、住環境対策の排水路関係が12件、農道用排水路5件、農道の整備関係が3件、商工関係が3件、部落道の改修2件、教育委員会関連整備が2件、林道整備1件、その他2件というふうな状況になっています。

ご質問の中で、迅速な対応というところもありましたけれども、町内でのですね経済状況は大変厳しいという状況は承知しております。その中でも公共事業に依存しております本町はですね、事業の平準化ということにも配慮しているところですが、制度的なところもありまして、着手までにはどうしても時間を要するというのもですね、ぜひご理解いただきたいというふうに思っております。いずれに致しましても、できる限り早期実施に向けて今後とも取り組みたいというふうに思っております。

また、厚い予算計上をということですが、議員の質問にもありましたようにここ数年はですね、財政シ

ミュレーションでもご存じのとおり、大型事業が相当必要ということになっております。

また、地域整備事業はですね、基本的に純一般財源で対応しております。従いまして、同額の一般財源がありましたら、補助率にもよりますけれども、補助事業でしたら倍くらいな事業もできるというふうな状況にありますので、そのあたりもご理解願いたいというふうに思っております。

そのような状況ですので、急な増額ということは難しいけれども、議員の質問にもありましたように地域要望数も相当多くありますので、財政状況を見ながら今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、きめ細かな事業ということで21年度の補正という状況がありましたが、22年度の地域整備事業は今ご質問のとおりですね、21年度の補正対応で繰越明許費として対応したいというふうに考えております。これは財政上の問題でありまして、地元に対しての問題は例年どおり22年度としてですね対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

課長の方から答弁があったわけですが、このきめ細かな臨時交付金、まあ公共事業の前倒しというような予算であるということは承知をしております。

私が質問をさせてもらう趣旨と致しましてはですね、本来、行政が地域の住民の声を吸い上げる。それはさまざまなその補助事業に乗せて一般財源を基にした事業をするということは理解をしておりますが、地域の中にはですね、小さな補助事業に乗せない、そういう小災害の個所がたくさんあるわけで、地域の61部落の区長さんはですね、やはりそういう地域住民の声を聞きながら役場の方をお願いをしておるわけですが、特に集落内、また中山間地域に住む区長さんの仕事といたしますと、大雨が降り、台風があり、そういうふうな事例があった場合のときには、地域の慣習として区長さんは朝早くから地域内の部落放送で災害はなかったか、あれば字と地番を添えて区長場の方に申し出てくださいというようなことをですね、ずうっと昔から慣例として住民に声を掛け、その声を役場の方をお願いをしておる、そういう経緯があります。

区長さんはそれぞれの担当課をお願いをするわけですが、近年はですね年度の当初に地域の要望を取りまとめて総務課の方に出してくださいと、そういう流れになっております。また、要望もですねできれば優先順位を付けて5件以内というふうな声も聞きます。

昨年の12月の区長会でもその話をさせてもらったわけですが、22年度からはですね、農業にかんするとかそういうふうな小災害、要望、これは地域要望の、例えば街灯をつけてくださいとか、ガードレールをつけてくださいとか、舗装をしてくださいとかいうような部分とは別個に、分けて要望してくださいというふうな返答も総務課長の方からいただいております。地域の区長さんは、事例にもよりますが、ほとんどがまちづくり課の土木の方、または農業土木の方、こういうふうな所をお願いに上がっております。

私が区長をして感じることはですね、地域の区長さんはその災害個所、住民からの要望場所を全部、その部分において、これがまちづくり課の事業の部分か、これは農業土木の方か、また総務課がお願いして事例を対処してもらえぬ課か、ということが分からぬ部分が多々あります。お願いしたいことはですね、そ

それぞれの課が横の連絡を取っていただき、この事例は農業土木、この事例はまちづくり課、この事例は総務課が対応できるというような部分をやっていただきたい。全然やってもらっていないというわけではございません。

ここ近年はですね、相当地域間の、住民同士のトラブルの事案についてもですね中に入っていていただき、事案を解決をしてもらっておる部分もあります。そういう部分におきましては、あらためてお礼を申し上げたいと思います。あえて申しますけど幹線の町道等、これはですね、本来の事業推進計画にのっとってやっていただいておりますし、またその部分においての予算が5億、6億、10億というような部分において事業が推進していくことは理解しております。

何回も申し上げますけど、やはり小さな地域の要望、地域の受益者が対応できない部分において、補助事業に載らないからといって放置をしておく事例がたくさん出ております。そういうところに対してやはり知恵を出していただき、手を差し伸べるのがやはり行政の仕事の1つではないかと、そういうふうを考えるわけでございます。

ある地域の区長さん、役場に対する地域要望、毎年2件、3件と増えて、20件もその余も超えておる地域もあります。ほとんどがですね、地域内にある本線の町道以外の生活道ならびに町道、農道、用水路、田畑ののり面の崩落等々の事案でございます。その事案に対して、全然事業をやってもらっていないということではございません。何か所かは事業を取り上げていただき感謝をしているわけでございますが、何分にもですね事例個所が多い。その部分に対して、ぜひとも事業の内容の中で1カ所の部分に対しては、事業高とか面積、高さ等々、その補助事業に乗らないというような部分において、受益者の負担も交えた部分において、取り上げていただきたい。

町長にお伺いを致しますが、町長もそういう地域支援をやっていききたい、迅速に対応できる仕組みづくりをつくっていききたい、このようにおっしゃっていますが、町長、本来の地域、黒潮町には61の部落があるわけですが、区長さんが日々住民の声を聞き、役場との窓口で対応しております。大きな事業、これはやっていかなあいか大変な事案ではございますが、日々生活をしておる地域住民の声、これに対してどのように対応していくか、町長のお考えをお聞きしたいのですが、よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

失礼を致しました。

後段の方はですね町長の方に質問ですので、町長の方からお答えをしていただきたいというふうに思います。

まず、地元要望が出てきた場合の町の横の連絡というご質問がありましたので、町はですね地元要望が出てきましたら、大方地域の場合ですが、担当の課長あるいは係長でチームを編成してですね、すべての個所を回ります。これは写真を撮って帰るなりしてですね対応をしています。前年あつての続いてのというところについては、もう確認できていますのでそこまではやっておりませんけれども、新しい分についてはそのように対応しております。それでですね確認をして、役場の中でですねそれぞれの状況を勘案して、事業費をつけておるといった状況にあります。

従ってですね、この事業については特に横の連絡を取りながら対応しておるということをご確認していただきたいというふうに思います。

そのときに、災害というような状況の話もありましたけれども、基本的に町もですねできるだけ一般財源ですので有利な対応をしたいということを勘案しまして、そのような対応をしておるという状況にあります。

それから、個所付けにどういうふうな判断があるかというようなことも問題になってくるだろうと思えますけれども、基本的にはですね受益が1個でなくて複数という状況に考えております。というのはですね、先ほどもお答え致しましたが、10パーセント少ししか実施できない状況にありますので、どうしても受益戸数の問題、それから公共性の問題などをですね勘案して対応しているという状況にありますので、そのあたりをご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

田辺議員の地域整備事業についてのご質問にお答えを致します。

ただ今、松田課長がお答えを致しましたが、現状につきましては全くそのような状況ではございません。しかしながら、議員の言われるそれぞれの地域の小さな要望と。まあ事業規模といいますか、内容的にですねごく微小な内容等々に特に迅速な対応がなぜできないのかというようなことであろうかと思えます。

課長の答弁の中にもいろいろありましたけれども、この問題はですねもう賛成だとか反対だとかいう議論ではありません。町としてですねそういったことに応えるべく、もうとにかく努力するというところに尽きると思うわけですが。私もかねてから区長会等でですねいろんな意見交換する中で、随分行政と地域の皆さんとの、特に区長さん等々との感覚のずれがあるなあと、これは無理もないなあとというふうに前々から思っておりました。

まあ、地元の皆さんは地域要望ということで要望を出して、早うにやってもらいたいということなので、役場はすぐにやってくれるだろうというふうにお考え、当然であろうかと思えます。ところが、役場の中ではですね横の連絡、手続き、現場の確認、それからいろんな角度からの抽出といいますか選択をして事業を決めていくと。こういうように非常に時間を要すると。これを何とかならないかということで、私も担当課長等ともいろいろ議論もするわけですが、つまりはですね、なかなかこのハードルが超えぬくいというのが現状でして、まあつまるところは、町長、人をもうちょっと配置してくれたら、もうちょっと早い対応もできるかもしれませんというようなことにもなるわけですが、いろいろこの点についてはですね、私は何とかしたいと思っておりますけれども、まあ現状はそういうところです。

それで、これはすぐにやりますとか、できますとかいう話じゃあないですけども、ひとつ私もこれを考えるにおいてですね、ごく本当に小さなものについてすぐ対応できる方法がないかというようなことを考えますと、例えばですね、役場が独自の設計基準というか、要するに諸経費だとか設計とかそういうものなしでですね、現場を見て現場で対応するとういいうようなやり方。かつ役場で、例えば建設機械もリースなり構えてですね、OBのオペレーターと契約をして、何らかの形で実働部隊をつくってですね、一般の建設業者さん等との競合とか、そういうことのないような軽微な仕事について、こういった対応ができないかなと。

それには法的な問題とか一定のルールを定めるというようなこともあろうかと思えますけど、すぐにやるとか、できるとかいうことじゃないですけども、何かそういった具体的なですね、いわゆる議員の言わ

れる、かゆいところに手が届くような体制づくりというのを、これから必要じゃないかなと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

今、課長ならびに町長の方からですね、いろいろ答弁をいただいたわけでございます。また、町長の方からはそういうかゆいところに手の届く、そういう仕組みづくりをとというご答弁をいただいたわけでございます。

その話の中にですね、やはり小さな事例に対しては、業者さんに頼むというようなことの話もしましたが、私が地域で区長を6年間させてもらったわけですが、その事案の中にはですね、何例かは地域の方に資材を頂いてですね、地域の中でそういう仕事に対応できる方が地域によってはおるわけでございます。土木の方に従事しておる人もですね、今は年度末等々で仕事はある。しかしながら、夏場になりますとほんと仕事がない。毎日が遊んでいるというような、地域の中ではそういうような状況もあります。

1つの例と致しましては、生活道の部分において町にお願いし、そういう地域の方にお願いし、部落がですね頭となって、そういう小災害の部分です。ね地域のそういう技術のある方にお願いし、事業を進めて完成をした事例もあります。

私の言わんとするところはですね、今課長ならびに町長が答弁にあったように、かゆいところに手を届く、そういうふうに対応してもらえる仕組みづくりを早くつくっていただき、補助事業に乗せての有利な町の財政を利用していくということはひとつ大事やと思っておりますけど、それに乗らない部分の個所が、くどいようですが何十カ所もそういう事例があるわけで。それに対応するにはですね、やはりこの地域整備事業3,000万、この部分に対してもう少しですね、予算計上を厚くして地域の要望に応えていく。

その仕組みづくりの中の対応の仕方にはいろいろあります。やろうと思えば先ほど私が申し述べたように、地域の中にそういう技術も持った方がたくさんおるわけでございます。部落の区長さんが頭になり、そういう方にお願いをし、要望個所に対応できることも可能でございます。そうするには、事例によっては受益者負担が発生する個所もたくさん事例としてはありますが、そういうことに対してもおんぶにだっこではなしに、受益者負担も応分に應えていく、そういう考えの地域がいっぱいあるかと思っております。

高齢化になり、若いときには自分で石かけをつき直してという部分ができてきたわけでございますけど、家庭によってはそういうこともできない、雨の降るたんびにそこら辺りが、岸がだんだんとつえる個所が広がっていく。それがまた補助対象になるような事例であれば結構ですが、そうでない部分で広がっていく。そういう所を見るとですね、関係者も、また地域もですね、疲弊をしていきます。田んぼの岸がつかれた。それを毎年よけて、よけていきますとですね、四角の田んぼが三日月のような形にもなっていきます。

くどいようですが、そういう本来のかゆいところに手の届く住民要望、これに応えていける仕組みづくりをぜひとも早く構築していただいて、61部落それぞれの地域からの要望に対応していただきたいと思います。それがですね黒潮町の住民、地域に住む住民、一番身近に感じる行政サービス、これが実感できると思っております。

大きな事業を控えておくことは重々承知はしておるわけですが、幹線の改良だけではなく、そういう部分においての町道、生活道、農道、側溝、田畑ののり面、河川、用水路、事案はたくさんあります。

仕組みづくりを作る、考えるという答弁であります。早くそういう仕組みづくりをつくり、迅速に地域要望に対して対応をしていただきたい。

町長も先ほど答弁の方でそう言ってもらったわけですが、ぜひともそれぞれの担当の課長さん、ぜひともですね知恵を出し合って、地域住民の要望に応えていってもらいたいと思います。そういうことを関係の課長会等々でもいつも話題にさせていただき、住民あつての行政であります。そうすることが、黒潮町に住んで良かった、地域に住んで良かった。また中山間地域で生活をしている方、こういう事案を何回となく区長さんを通じて役場に相談をしても、できない、できない、できないという返事の中で生活をしている。しかし、仕組みづくりを早く進めていただき、1つでも2つでも地域からの要望に対応をしていただければ、行政に対する評価、ああ、やっぱり自分たちの声も届くんじゃなあということが実感でき、安心できると思います。

ぜひとも、そういう仕組みづくりを早く作っていただき、多種ある案件に対処していただきたいと思います。くどいようですが、もう一度答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この件につきましては、ただその現場の問題だけではなくですね、地域住民の皆さんと行政の信頼関係の構築というようなことにも大きくかかわってくるんじゃないかというように思っております。

具体的にこういったこと、仕組みをいつまでにつくりますというようなことは、なかなか難しいところがありますけども、例えば町の職員がですねオーバーレイを直径20、30センチの道路の傷みを、アスファルトの袋入りを持って行って応急に直すとか、こういうような場面もあるわけでございますので、そういった従来とは違う発想でですね、何かそういった仕組みをつくりたいなと思っております。努力致します。

議長（小永正裕君）

これで田辺守君の一般質問を終わります。

（田辺議員より「ありがとうございました」の声あり）

この際10時まで休憩致します。

休 憩 9時 43分

再 開 10時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下芙佐雄君。

16番（竹下芙佐雄君）

通告書に基づきまして、私の質問を始めたいと思います。

まず第1に危機管理についてであります。災害時の危機管理体制について。これは以前質問したこともございますけれども、この学校の安全を確保するためにはやはり危機管理体制の認識というか、危機管理についての認識というのは、やはり児童の安全を保障するためには常にやっぱり考えておかなければならない内容です。もし、あるとき突然思わぬ事故が発生をする、そのときにどう対応するのか、できるか。いわゆる初期対応がここで非常に、的確な初期対応というのが要請をされるわけです。その的確な、適正

な初期対応ができる体制に、常にあるのかということを最初にお尋ねをしたいと思います。

2 点目の初期対応は適切に取れる体制にあるか、これ繰り返すようになりますけれども。これはご承知のように入野小学校で発生した、今日の新聞にもこの記事が黒潮町校内転落事故から2年半ということで、かなりな見出しで出されております。で、この初期対応が適切に取れる体制にあるかという、このときはこの事故が、高新一校で発生したときには、たった1人の担任教師が対応した。そして1人で判断をした。そして、軽い打ち身だと思ったという内容。

ここではっきり指摘をしなければならないのは、少なくとも養護の教師というのがおるわけですから、その養護教員に対してすぐに連絡を取っていわゆる対応をしなきゃならん。ところが、何の知識もない担任の教師がただ表面だけを見て、ああ、大したことではない、軽いけがくらいに思うて対応をしたという。この判断の過ち、これが今なお、この高新一校にも出ておるような状況の中で尾を引いておるわけです。これが今現在、やはりそういう形の轍（てつ）を踏まないように、実際に学校全体の先生方のいわゆる危機管理に対する認識というのが、すべての先生方に認識されているのか、徹底しておるのかどうか。このことをお尋ねを致します。

3 番目は、この19年9月4日、不幸にしてこういう事故が発生をした。この初期対応は適切であったかということをお聞きをしたい。学校がこれまで取ってきたことは、正しい適切な対応をしてきたということをお言っているように、学校が取ったことは、何ら間違いはないんだということをお言っている。だから、今なお教育委員会は適切だと思っておるのか。

この前も話があったらしいです。この委員会の2階でこの被害者の保護者と、それからPTAの役員関係、それから委員会の方という、いろいろ話をあつたけれどもそのときも何ら決着がつかず、学校が取った対応は間違いでなかったという内容になっておる。そうでしたか。そう思うて委員会はおるのか。

結局、事故発生から児童の家族が異変に気付いて病院へ連れて行って、そして診察を受けるまでね、その間7時間という時間がたっている。この7時間というのは、非常に重要な問題があるのです。初期対応の遅れがもし脳内出血でも起こしておった場合は、これはもう死に至る状況にある。幸いにして脳内出血までは起こしてなかったけれども、脳内出血を起こしてなくても恐らく脳振とうくらいは起こしておっただろうと思います。頭がふらふらする。頭が痛い。養護室へ連れて行ってくれという訴えをしたけれども、軽い打ち身だと思つて6時間目のいわゆる授業に参加をさせている。

この対応が適切であったのか。なぜ7時間も初期対応、いわゆる危機管理マニュアルでは、初期対応にすぐに取り組んで対応しなきゃならんということが、マニュアルとして指示され、備え付けられたそのマニュアルの中で、はっきりうたわれておる。その初期対応のためのマニュアル。それをいなり、何にも無視して結局置いた。これは最初から軽い打ち身だと思つて、ああ、大したことはなかろうという主観的な担任の教師の判断によって、まあ遅れたのであろうと私は思いますが、このことについてどう委員会としては考えておるのか。

3 番目は校長名で提出されている報告書。ここに男子児童の負傷およびその後の経過対応について、これは教育厚生委員会にかつて調査付託をしたときの提出された資料だと思うのですが、これね。それから、これが災害報告書の資料。で、これは病院からの診断書の所見、最初の初めて見たときの所見。この3つをいろいろ見比べておるわけですが、ここで9月にも同じような内容で質問を委員会に対してしたことがあります。その中で、いわゆる教育長の私への答弁については、一応学校の非を認めるのか、これはまず保健室に連れていくなど処置が必要であったのではないかとこのように私は思います。その状況を

親にすぐ連絡し、病院で対応をするようにすべきであったというふうに思います。それができてないということでもあります。これから考えますと、初期の対応の甘さに問題があったということで、甘さという表現ですけれども、甘さの表現で片付けられる問題ではない。

ほんで、学校から報告を受けた後に事故があった現場に出向かい、学校から児童が落ちた状況について説明を受けました。また被害を受けた児童、保護者と話し合いをする中で、被害を受けた児童や保護者から説明を受けたところでありました。同病院から診断書を見てみますと、小学校の階段に座っているところを足を引っ張られ、床、カッコしてコンクリートということになっていますが、に落下した模様と。それから臀部、後頭部を受傷。歩行時に大腿部後面から左臀部にかけての痛みがあったようです。これらの病院からの報告、また診断書であります。1階の階段の手すりの段に立って、被害を受けた児童の足を加害した児童が引っ張った。被害を受けた児童は、カッコして腕ということになっていますが、左手から落ちて左側の背中、頭、これは左側面を打ったということになっております。このような状況でございまして、足を引っ張られて、そして頭を打っているということでは、この学校から提出された内容とは何ら間違いはございません。

私は、このときにいわゆる学校から提出された報告書が、まったく偽の、偽というよりも欺まんな点が非常に多いのに、それについてただしてきたと。今も、それははっきりとそう思っております。ところが、ここに書かれております1階階段の手すりの上に座っている乙の足を、甲が引っ張って落としたという、この発生状況の現場の状況ですが、それについても一応児童からその場にいなかった担任の教師が、けがをした児童から事情を聞くことによって、どこから落ちたかということを知ったという内容です。

ところが、児童からそのことを本当に確かめて聞いておればね、初期対応はできたはず。これは誰が見ても約1メートルぐらいの高さから落ちた。コンクリートの上に落ちて頭を打っておるわけですから、児童から聞いたのであれば、ああ、これはこんな高いところからコンクリートの上へ頭を打ち付けている。だから、すぐに病院へ移送しなきゃならんという判断がいただろう。ところが、そのことを本当に児童に聞いて確かめたのかどうかということがまず1つの疑問です。

それから中では、まあさっきも言ったようにいきなり、普通は左肩を下にして落ちたというのが報告書であると。そして左肩から落ちた分であれば、この顔面の左側を打ちつけたという状況であったと、そう解釈ができるような内容です。ところが、病院からの診断書では後頭部です。頭を触って痛い所を確かめながら聞いたということであるけれども、これも頭のとっぺんをなで、なでしたばあ。本当に危機管理のいわゆるマニュアルに基づいて、頭を打っているからという認識があればね、どこを打ったかということぐらいは確かめておっただろうと思う。それもろくに確かめずに、ただ頭のとっぺんをなで、なでしたくらいでね、ああ、どうもない、ない。恐らくそのときの後頭部は相当腫れがあつて、こぶになっていたはずです。こぶというのは打った瞬間に出るものですから、それを確かめておればねこれも初期対応ができた。それもしなかった、してない、そういうことも。

いうことが、私は、この書類はだからそういう内容の欺まんの点が非常に多い。少なくとも町教育委員会は、それらの真相についてやっぱりきちっと調査をしなきゃならん。学校の安全管理というのは、きちっとこれは調査をして、やはりまずい点があればそれをいろいろ指示しながら、学校の児童の安全管理こそはっきりさしていかなきゃならん。なぜそういうことを委員会がしなかったのか、非常に遺憾に思っております。そして、ここで決定的にね、本人はいつものように放課後も元気に遊んでいる姿を見てほっとしました。こんなうそがよくもここに書けたものだ。報告書の中にね。

本人は放課後、脳振とうして頭をふらふらしながら、ようようの体で帰っている。何でいつものように元気に遊べるような体調ではなかったのです。それを、本人はいつものように放課後も元気に遊んでいる姿を見てほっとした。誰がこれ見ました。先生が勝手にこんなこと書いたんだろう。だからこの報告書というのは、何にもしない。初期対応も何にもしてない。その教師があたかも適正な対応してきたかのようここに報告をされているけれども、一体ほんならどういうことをしたのか、初期対応を。何をやったのか。ね。災害報告書も見て調べてみました。ここでも何ら処置的な対応はされてない。その説明は1つもないんですよ。ただ、経過的な取り扱いです。ここに書かれている内容は、そういううそと詭弁（きべん）でね固めたこんな報告書を学校が提出したものを信用するしかほかはないんだと、そういうことじゃないんだ。

私は教育委員会というのは、やっぱり学校の管理について学校がどんな運営をされているのか、子どもに対してまずい運営をしているのではないのか、あるいは危機管理について、確かに子どもがけがしたときにはすぐにさっと対応できる体制にあるかどうか、そういうことを管理していくのが委員会の役割でしょう。どんなことをしました、今までに。いわゆる、この委員会の2階へ校長からみんなを呼んで、あなた方が話し合ってきたのは、この問題に対して被害者の家庭や子どもにどう対応するか、そんなことばかりでしょう、委員長。

私、あなたにきちっと調査をしろということをお願いしている。その調査した結果が、ただ学校から呼んで話を聞いてだけで、真相を確かめるような調査はやってない。議会に提出した内容は、こうした欺まんに満ちたね、詭弁（きべん）で固めたこんな報告書を議会に提出しているのです。少なくとも黒潮町の議会に対してね。そして学校の責任を何とか包み隠して、そしてうやむやにこの問題を済ませようとする姑息（こそく）な姿勢が、今の町教育委員会にうかがえる。そんなことだから、小学校というのは駄目になっておるんでしょう。

まあ、1人のこの担任の教師は西土佐の方へやりましたけれど、もともとその教師をかぼうてこんな報告書を提出した校長は今年いっぱい退職をする。そういう内容の中で、私は、非常にねこれは残念な。学校教育について、私に対しても、あんまりこの問題取り上げん方がええという声は聞きました、いろんな同僚から。しかし、うやむやにできる問題じゃないんですよ、これは。今日の高新にもでかでかこんな記事が載ってるでしょ。見ましたか、これ。ね。

これ、教育委員会がちゃんときちっと中に立って、過ちは過ちとしてきちっと真相を明らかにしながらやね、いわゆる悪うございました。これは学校側の責任です。私たちはこういう形で、ね、初期対応もしなかった、何にもしなかった。こんな教師に子どもを預かってもらってやってきた結果がね、こんな事態を引き起こしたということでははっきりして、校長自ら担任を連れてここへ平謝りに謝るのが筋でしょう。言うた、言わんの問題じゃないんですよ。入っている病院まで行って、この新聞を見る限りでは怒鳴りつけてね、わしは、うそは言いよらん。お前がうそをつきよるんじゃ。そういう言い方を、けがをして入院をしちよう子どもに頭からかみついちよう。そのために過食症という、いわゆる心因性のそういう病気にもなっている。

そんなね、何で、この前あったときもせつかくの機会がありながら、そこでもはっきり、悪うございました、これは確かに学校側の責任です、いうことをはっきり明確にして断りをするのが当たり前でしょう。何でそれができんのか。委員会としてもはっきり、これはしなきゃならんことを何にもしていない。

私は今まで、これまで町教育委員会に対して信頼を寄せてきた。しかしながら、何とかしてくれるぞと

期待をしながらも何にもしていない。責任を取るようなことはつめのかげらほども見せてない。

はっきり言ってもう教育委員会はね、もう総辞職か解散をしなさい、はっきり。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

児童生徒の安全管理に問うということですが、まずカッコ1、カッコ2、災害時の危機管理体制について、それから初期対応は適切に取れる体制にあるかということですが、これは前回でもお答えを致しましたけれども、町内の小中学校におきましては、危機管理マニュアルを基に事故等の対応を行っております。このマニュアルも各学校におきまして独自に作成をしていますので、それぞれ若干の違いはありますが、障害や事故の基本的な対応についてお答えをしたいというふうに思います。

まず学校の体制ですが、校長が責任者となります。そこで学校内で事故が発生をし、けが人が出た場合、発見者はまず初期の処置を行い、校長か教頭に連絡をして、そして校長、教頭は養護教諭と担任に連絡をして、養護教諭は救急処置を行い、病院の受け入れの確認や移送をする際の付き添いをするようになります。また、担任は保護者に連絡をして、けが人を保護者から医療機関に搬送をしてもらうようになります。

この医療機関に搬送することも基本的には救急車ということにしていますが、けがの度合いや場所によっても取り扱いが違ってくるといふふうに思います。救急車が必要ないと学校で判断した場合でも、病院に搬送するのは基本的には保護者ということになっております。しかし、緊急を要し救急車が間に合わない、保護者も時間的にかかるような場合は、校長の判断によって対応が迫られるときがあるのではないかといふふうに思っております。

次に、平成19年9月4日の事故についての初期対応は適切であったか、なぜ初期対応が遅れたかということについてでございますけれども、事故が発生したのは午後2時30分ごろ、担任は午後7時前に自宅に着き、その後母親に電話で連絡をしています。その間、5時間余りの経過をしております。

このようになった理由としましては、先ほど竹下議員から申されましたように痛がる箇所を手で触ったり、本人にも確かめながら見たが、腫れや吐き気もないため軽い打ち身と思ったと。その後も、いつものように放課後元気に遊んでいる姿を見てほっとしたと、そのように報告書にはあります。

養護教諭が他の業務に就いていたことや校長不在であったとはいえ、担任が頭を打っているということを知りながら養護教諭や校長に報告したのが8時45分ごろになってからです。6時間余りが経過をしています。

学校の危機管理マニュアルでは、事故への対応として報告、相談、連絡。連絡をして、その日のうちに即対応するとなっております。事故を発見した担任から校長、養護教諭、保護者への連絡等はその日のうちに行っておりますけれども、発見から5、6時間経過しているということは、担任の危機管理に対する認識の甘さがあったということは言えると思います。

次に、校長名で提出をされている報告書についてですが、この件については平成20年6月18日、本議会で、定例会で竹下議員から一般質問において同じような質問がありました。それを受けて、この報告書に記載された内容について再度確認を致しましたが、事実には相違はありませんでした。その旨を平成20年7月7日付で、教育委員長名で議長あて提出をしたところであります。

次に、教育委員会は何にもしていないということを言われましたけれども、そんなことはありません。児童がけがをしてから保護者ともいろいろと話し合いもし、そして、県教委の方にもお願いにも行きました。児童が復帰をされた後には、児童の学力補償等についてどうしても加配の先生が必要だと。その加配の先生を配置してほしいということをお願いも致しました。その結果、県教委は大変前向きな姿勢で対応してくれ、本年度も加配教員を配置してくれたところでもあります。そのようなことで教育委員会と致しましては、その環境整備に努めることについてはこれまでも一生懸命努めてきたつもりであります。

また、学校におきましては、学校もいろいろとけがをした児童に対して心配をしております。先ほどいただいた加配教員を基に保護者とのコンタクトを取り、あるいは学校へ来たときには、児童の学力補償について一生懸命取り組んできたところでもあります。

そのようなことをぜひご理解願いたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

実にねえ、このしてきた、対応をしてきた。何にもしてない、私から見れば。極めて無気力、無能な委員会だと思うんですよ。

先ほども示しました、この9月4日午後2時30分ごろ、ここで、1階階段のトイレの付近いうことで、発生状況を書かれています。この起きた場所の指定はそのとおりです。しかし、初期対応のときにこれちゃんと確かめておったかどうかということをお聞きしておるんですよ。ね。このことを1メートルくらいの高さからコンクリートの床の上へ後頭部をあおむけになって落ちていた状況が、これがその事実。

ところが左手から、左手からいうたらどういうことですか。左肩から落ちたというのであれば私、左になって横向きになって落ちたかという判断をしますけれど、左手から落ちてカッコして腕という。そうして横の背中、左手から落ちたもんが背中も打つ。左肩から落ちたら背中打たんはず。そして側頭面か。左側頭面という内容です。

打った箇所違うでしょう。これ事実と言いましたが、そうですか。ここに書かれようとおりでですか、けがした状況というのは、明らかに違うでしょう。所見の内容見ましたか、これを。後頭部を打っつけておるんです。後頭部を見ずに頭のとっぺん触ってみて、横を打ったということにはならないんです。横を打ったということなら、この顔の横面を打ったということであるならば、横面は触るんです。頭のとっぺんしか触ってないんです。これが事実か。事実ですか。

さらに、本人はいつものように放課後で遊んでいた。これは誰から確認を取りました。ほかにこれを証言する児童か誰かがおりますか。うそなんですよ、これははっきり言うて。事実とはまったく違うんですよ。

だからこの問題を、私はこのことを問題にしておるんです。そんなうそ、でたらめのことを委員会の2階で校長から以下を集めてね、どうやってこの責任を蒸し込むかというような談合をやってるんでしょう。委員会というのはそういうところですか。これは私の推測ですけども、そうとしか思えない。もつと被害者の児童の立場に立って、何をしてきた。加配教員を就けただけの、県に行つて頼んだからいうことで問題が解決しておりますか。解決しないのは何ですか。

いまだに責任問題がはっきりね子どもに伝わるように、保護者に伝わるよう明らかにされてない。それをせずにして、ここにもこの高新高中の中でも何か、中に立って真相をはっきり究明をして、その上で2人の

話し合いをもって調整をつけてくださいという嘆願書を担任の医師からね、調停嘆願書というものを提出させた内容がここに報道されておるんです。はっきり言うて、悪うございましたと頭を着けて謝りをするのが、ね、断りをするのが筋道でありながら、記憶にないとか、ね、怒って病院へ行って、怒ったりこいたことも記憶にないとか、ぬけぬけとそういうことを言っておるんです。

しかし、前回のいわゆる20年の9月の定例議会における私の一般質問については、先ほども読みましたけれども、この議事録の中で、学校の非というのは明らかに一応認めておるんです。それを認めておるんだったら、やっぱり校長と担任の教師に言って、丁重に断りを、謝罪をするのが当たり前でしょう。それをあたかもね、何ら悪い考えも持っていない。危機管理の問題でそういうことが一応指導されておるのであれば、備え付けてあるのであれば、きちっとその危機管理に基づいて対応していくのが学校側でしょう。その対応が何らできてない。

しかも教育長が、今、答弁に立って言われたことは、一寸一秒を争うけがの場合、あるいは心臓発作とか、思いもかけんてんかんとかいろいろね、発作が起きたり、いろいろ過呼吸症候群とかいろいろな処置の仕方があるけれども、学校側で対応できるものであればいざ知らず、少なくとも病院へ運ばなければならぬのに、家庭まで保護者に連れていってもらうことになっておる。それでは子どもの安全管理というのは、保障はできない。これもはっきり見直してね、もう一遍。このマニュアルについてもそういう内容であるならば、保護者に連絡を取って、誰に連絡を取って、そういう形の中で、例えば脳内出血というのは一寸一秒を争うんです。心筋梗塞とかいういわゆる心臓発作の場合は、これも一寸一秒を争うんです。これを、いろいろ連絡を取り合っとうこう、こうしよううちに、もうこと切れる状態にある。すぐにも病院へ人を運ばなきゃならん状況のときはどうします、それを。学校で、まあマニュアルがこうだから、そんな感覚で物を考えておるから、まともな対応ができないでしょ、はっきり言って。

今度の予算書の中でも、結局、いわゆる雇用対策の中で雇い入れる予算が出されている。誰でもかまん。いわゆる特別な子どもに対応するための補助教員いうか、それを雇う。そんな感覚で教育を考えておるんだ、はっきり言って。学校の教育というのはもっと神聖な問題だと思うんです。まず、この問題について町の教育委員会が学校側に対してどんな指導を致しました。いわゆる校長、担任教師の取った、この出されたこの報告書、あるいは保険の方に出された報告書を見ましてもね、何も危機管理という意識を持って対応した内容というのはどこにも書かれん。何にもしてない。

頭をただなで、なでした。痛いところを触って確かめたということもしていない、はっきり言うて。恐らく頭を触って痛いところを聞いて調べておれば、この後頭部を打った状況というもんも分からんではない。確認が取れたはずじゃ。それを調べずに、ただ調べたかのようにここへ書かれているから、私、指摘をしておるんです、この問題を。

もう一遍お聞きを致しますが、確かに放課後、頭をふらふらしもって帰ってくる。元気でない、うつむき加減に帰ってくるのを、この子どもの友達の母親がにこにこから帰りに見ておるんです。今日はえらい元気がなさそうに、こううつむいて帰りようが、どうしたことやろ、そのけがの日。幡多信の所では1回休んで、学校から帰り、そこで吐いて、そしてそこで養生をして、また気分を取り直して、家までやっこの思いで帰ってきた。そういう状態の子どもがね、元気に、いつもと変わらぬ元気で遊んでおったという。これ、確認取りましたか、はっきり言って。

これだけのうそをね並げて書いて、そうしてあたかもこれが事実であると。どこにそんな、教育委員会調べてないんでしょ、これ。事実かどうかということ。検証しましたか、これ。はっきり。これ確信持

ってこれが正しいんだということを、確信を持って言えるような検証を致しましたか。

もう一遍お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

まずは対応のときの確認をどうして取ったかということでございますが。これは報告書にもありますけれども、けがをした児童、あるいはまた足を引く張った児童に、担任教諭はその状況を聞いております。それから、放課後児童が遊んでいるのを誰が確認したかということでございますけれども、これはきっちり報告書の中に書かれておりますので、それ以上のことは疑う余地はないと私は思っております。後日、調べたことで校長あるいは担任教諭に来ていただいて聞き取りもしましたけれども、そのことについての間違いはないということでございます。

それから、9月4日に事故が起こったときに、午後の10時30分ごろレントゲンを撮ったけれども、それには異常がないということを保護者から担任の方に電話が入っておるところですし、それからまた9月の5日にはMRIという検査もしておりますが、これについても異常はなかったという報告を受けております。

まあこのような形で、大きな事故にはならないであろうというふうに担任は感じたというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

ほんと、こんなねえ、ぬけぬけとこんな答弁の仕方を。まあ、大体予期はしてございましたけれどもねえ。

私が聞いておるのは、ここに書かれたこのことが事実と違うんじゃないかということです。これだけのを突きつけて、それでもこれを事実でありますということを言いよるんですよ。危機管理意識に基づいて、この問題を初期対応に入っておれば、こんな報告書はないんです。

これだから、今なお児童や保護者との話し合いが付かないんです。和解ができない。あなたが今立って取っておる姿勢というのは、学校側の姿勢なんです。校長からいわゆる担任の教師の、その弁護を務めておるんですよ。もっと被害者のことを考えなきゃならない。子どものための教育委員会ですよ。学校の不手際を擁護するための教育委員会じゃないんですよ。議会が求めておるのは、子どもたちが認めておるのは、これは、はっきり言ってこの子どもたち、義務教育にある子どもたちの安全や、あるいは学力の問題をね守ってもらうために教育委員会というのがあるんです。その教育委員会が学校側の弁護をしなきゃならない。何ですか、それ。

はっきり言って、これがうそだと指摘をしている私に対して、これが事実ならば私は名誉棄損という内容で訴えても構いませんよ。しかし、これは説明の仕様がございません。7時間たっておるんですよ、病院へ行って。保護者が何にも学校から連絡がないから、頭が痛い、どうしたことかということで、まず子どもに聞いたら加害者の児童が言うには、こうこうだったと。それを確かめて今度は学校へ連絡をして、初めて分かったんです。

学校から直接こういうことがありましたという報告書が入っておる内容はないんです。しかもその話を

したのが7時45分ですか。それから病院へ保護者が連れていって、今から頭が痛い言いようから嘔吐（おうと）もあるから一応念のために病院へ連れていこうかいうことで行った。いうのが、災害報告書というこの文面に書かれている。ね。

そんな内容の中で、私が教育長であれば、教育委員長であれば、学校に行つてこんなね対応をやつたのかどうかということで、事実に基づいてきちっと確かめて検証をして、これはおかしいじゃないかと、何をしようのかと、学校でもきちっとしたことをしてもらわなると困るじゃないかというくらいの指導はね、私、委員長であれば教育長であれば、私、皆さんの立場にあればしますよ。人間が100パーセント完璧な人間は存在しないけれども、少なくとも、義務責任を持たされたその責任範囲のことはちゃんときちっとするのが務めでしょう。それさえやってないじゃないか。ただ何とか、うやむやに事を済んでくれりゃあええというような姿勢しかうかがうことができないんです。

加配教員を就けたけれども、子どもとして学校に帰る環境がないんです。帰れる環境ではない。病院へ来て怒鳴り散らした校長はいる。私はそんなことは言っていない、なぜそんなうそをつくか、いうて子どもに食い掛かる。そういう担任教師がいる。そんな学校へ帰れますか。むしろ恐怖感を感じて、寝汗をかい、びっしょりとかいて毎日、毎晩夜な夜なその教師が出てきて夢の中でこの脅しをかける。そういう夢を毎日見ている。そういう心因性の子どもにまで追い詰めておるんですよ。はっきり言って教師たる資質さえ事欠くような教師を何でそんなに擁護をしなきゃならんのか。委員長、きちっとそういうところを審査しましたか。学校のための委員会じゃあないんです。子どもを預かる義務教育について、これを行政の立場からね保障していく、それが委員会の役目でしょう。

昔、開放同盟のいわゆる糾弾の嵐が吹き荒れた当時、ちょっとした発言でも差別発言としていすに腰がついておつたような状況というのがないんです。全部その責任問題をずうっと追及して、ね、きちっと報告ができるように構えちよかなければ、糾弾の中で徹底的に追求される。そういう状況を見てきたでしょう。だから、このことは糾弾も何もなし。当たり前のことです。しなきゃならんのは当たり前。私が言っておるのは当たり前のことをなぜしないのか。学校へ行ってちゃんと校長に謝罪をせよ。担任についてきちっと謝罪をしなさい。

あなた方がしたことは何にもやってない。どこにあります。初期対応がされたという、措置をしたという内容がここに、どこに示されております。そんなこともしてない。

いろいろ、開かれた学校づくりとかいろいろありますけれども、教育委員会の行政責任というのはどんなふうにご考えております、あなた方は、そのことをね、きちっと答弁をしなさい。

己が抱えている責任問題からはっきりしなさいや。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

先ほどの質問の中で、教育委員会は子どもたちの安全や学力向上について考える所ではないかというふうなことを言われましたけれども、全くそのとおりでありまして、私たちは日々子どもたちの安全や学力向上について頭を使い、一生懸命考えているところであります。そういうことで今後もやっていきたいというふうに思っております。

それから、病院で先生は児童をしかつたということでございますが、このことについても何回も、先生

から聞くことを致しました。しかし病院で児童をしかったということについては、しかっていないということですので、もうこれ以上のことはないというふうに思っております。

それから、教育委員会の行政責任ということでございますけれども、教育委員会については、法律によって県費負担の教職員のサービスを監督するということが法律で掲げられておりまして、県費負担教職員のサービスを監督する責任はあるというふうに私は思っております。

(竹下議員から「これで一応3回になりましたので、私の一般質問をおきますけれども、何ら答弁になってない。議会のね、いわゆるこれから一般質問の在り方ももっと考えてもらわないかん。今、答えたようなことを私は問うておるんじゃない。こんな形で、私ども議会議員が事実を確かめるために取り上げてやっておる問題が、その事実の問題さえ明らかに明確によろ答えない。こんなね議会の在り方では、これは一般の住民の皆さん方も失望するような形だろうと思います。一応、これで私の質問終わります。」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

これで竹下美佐雄君の一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩致します。

休 憩 11時 01分

再 開 13時 00分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、畦地一弘君。

9番 (畦地一弘君)

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

ちょっと、話がちょっとそれるけど、田の口の小学校の校長が外灯をバイパスへやってくれたけん、課長に礼を言うちよってくれいうて、こういう言うてくれたけんね、うんと喜んじようけん。そして早咲の大事などこへもついちょうけんね。良かったいうて喜びよう、両方とも。

ほいたら、私の一般質問に入ります。

まず、道路建設について伺います。

町道堀谷線は、今の大型の救急車が入って、終点の尾崎様の庭で回して出ていますが、立ちトイレの所にコンクリートを立てて打っていますが、そのコンクリートに当たるかもしれないので、車を回す所があれば入れるということです。

町道堀谷線は、入り口から約100メートル入った所に人家があります。家は4戸、人は7人です。車を回す所に電柱がありますが、そこから分かれ道になっています。広くなっているのを車は回しています。そこに石を積んだ所があります。そこは花畑になっています。その花畑の土石を取って、車を回すだけの広さを取ることができます。ここの土地は関係者の土地ですので、土地は話になります。

口から40メートル入った所に少し狭い所がありますが、そこは3メートルぐらい、おかが溝ですので側溝ぶたを約3メートルくらいやれば良い道になります。道路の中ほどで、28メートルは石垣をついて十分な広さです。上が土羽になっているので、草が生えています。そこへコンクリートを打っている所がありますが、厚いので良い道路になっています。土羽の所は、草を削ってコンクリートを6センチくらい

の厚みで打てば良い道路になると思います。おかは、道路になっている所のおかまで削り取るべきだと思います。そうすれば、今の大型の救急車は通っているのですから、車を回す所を造ることができれば救急車の大型が通れるようになりますが、町の姿勢を伺います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、畦地議員の一般質問のですね道路建設について問うということにお答えしたいというふうに思います。

ご質問の堀谷線はですね、中山間地域の谷あいを走っております延長が約113メートルの町道です。

救急車が進入できるように改良をとのご質問ですけれども、黒潮消防署の方に問い合わせたところがですね、平成15年までの救急車は進入していたようですけれども、大型化されて以降はですね一度入ったという経過はあるようですが、現在のところは夜間や雨天等で路肩が弱いというようなこともありましてですね、無理をしないという状況にあるようです。

そこで、今の対応と致しましては、救急車は入れませんので、担架での対応ということで報告を受けております。まあ、救急車が入れるように拡張をとということですが、今、工事の内容的なところも縷々（るる）ありましたが、現場に質問があつてから2回くらい、また消防署の署員とも行きましたけれども、なかなか救急車が入れるようにするには厳しいという状況にあります。

それから、町内全戸にですね救急車が横付けできるというようなことは、道路管理者の方としてもですね目標にはすべきことではあるかとは思いますが、町内には地形的な部分、また集落を構成してきた経過等からですね救急車が入れない所が多々ありまして、担架での対応という所が多くあります。

従いましてですね、厳しいですけれども早期の改良は難しいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

まあ、大体はそんな答弁が出るとは思っちゃったけど。

ここは、まあ、ように見て。それからここは丈夫いか、どうかもように見てやるべきとは思っちゃうがやけど。わしん言うたがどおりやったら、大概間違いない思うて自分でも思っちゃうけど。

まあ大事なことは、ここへ救急車を入れちゃう。そういう心を持つがが一番大事ながで。おじるがも大事なけど。まあ、ここへ入れちゃうという気持ちを持って、この道路を見て直せれると、入れると思うようにしてもらわんと話にはならんが。話に入れるように、費用はそんなに要らん。今度、この黒潮町は過疎地になったけんね、ほんじゃけん金を借ったちそんなに費用は要らんけんね。

ほんで、そういうことも考えて。黒潮町は、どうしてもこの福祉が遅れしもうちょうけん。ほんで、こういうところから取り上げてちいどもええ所にせんと、こんなとこを片っ端ひていきよったら、いかんになってしまうぜ黒潮町は。

ほんで、こういう所も町に取り上げて、ここを直すかはねえほんど、わしん言うたとおりずうと入れるがやけん車が。ほんじゃけん、このちよつとの所を、費用要りゃあせん、これやるいうたち。ちよつとの

所を上手に直して、そうしてここへなろうことなら入っちゃった方が。ここへは、家は4戸あって、人は7人おるけん。ほんで、ここは100何メートル言うたけん、100メートルばあしかあらせん。入るがは。

ほんで、こういうところから取り上げてやっていくべきじゃと思うて、わしはこう思うがね。こればあ手直しをせんちかまんずくに、救急車が通れる所はそんなにないぜ。救急車が通りようがやけんねえ今。入ちよって、出ちようがやけん。ほんで、回すところが狭いけんいうて、救急車が入れんいうがで、回す所はもう世話なしにできちようがで、花畑の所をちよつとついたら通れるがやけん。

課長は、それを見に行くことはできんかね。見に行て、それを十分に見て、それからこれはできませんで、わしも立ち会うけん。これはいけませんというて、わしん納得いくように説明してくれたら、こりゃあいかんねやということになるけんど、その納得がないと、わしも引き下がることはできんぜこれは。あれだけ道ができとって、救急車が入ちよるがやけんね。眠りよっちゃあいかんぜよ。

そういうことやけんね、あこは十分に見て、それからもう今できんと言わんずくに、あれぐらいの所は取り上げらったら救急車が入るいうて、皆入らんなるで、どこもここも。

行ける所はやっちゃったらそりゃあ確かにええぜ、救急車やけん。せつかくできちよう道を利用せんつことはあられん。救急車が入らんがじゃったら、わしもそれほど粘つまあらせんけんど。救急車が入るがやけんねえ。

課長、もう1回答弁。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

笑顔でこちらを向いておりますのでなかなか答えぬくいですが、通書もありましてですね、5月の15日、救急車を実際持って、持ってといたしますか、救急車を伴ってですね現場に行きました。もちろん救急車ですので、何か救急のことがあったらすぐ引き返すという条件の下で、現場に行ってもらったわけですが。その段階で、ちょうどこのとき雨でしたけれども、まずうちの箱バン、軽の箱バンに代表者の方に乗っていただいて奥まで入ったわけですが、これでしたら実際無理と、今の段階では無理という判断になりました。

それで、基本的には、後の答弁はですね先ほどお答えしたということにはなりますけれども、署員の方のせいにするわけじゃないですが、署員の方が言うにはですね、やはりこのような状況の所は、町内各所にありますという状況でしたので、今の現道はですね一般的な車の乗り入れ、マイカーですね、マイカーの一般的な乗り入れには全く問題ありませんので、救急車が入るように拡張ということはなかなか厳しいというふうに思っております。

それと、答弁する段階でやるように答弁せよやというようなご質問ですが、基本的にですね私の考えと致しましては、議場の中で具体的な個所について、はい、ここやります、あこやりますということばなかなか答えぬくいですので、まあ町内全体を見てですね、必要な所から予算の許す限りで対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9 番 (畦地一弘君)

しまいに予算の許す限りで、こういうことを言うてくれたけん。その予算というものは過疎債をやって、やったら予算はできると思うがねえ。そういうことは考えちよらんかね、過疎債を借るということは、予算はできると思う、それでやらあ。

よし、これで終わりじゃけんまあこれでええわ。

もう1回答弁してくれ。過疎債借るか、借らんか。それ、言うてくれ。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

過疎債のということですけども。基本的にですね過疎債というものは、過疎計画というものから入っていかなくてはなりません。現在のところこの道路をですね、過疎債を充てて改良ということになりますと、大々的な改良ということになりますので、そこまでの状況にはないというふうに判断しております。

議長 (小永正裕君)

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

次の質問者、浜田純一君。

8 番 (浜田純一君)

それでは、通告書に従いまして質問を致します。

この田野浦のですね、森間地区の避難道に手すりの設置をということで、質問を致します。

随分前にですね、確か7、8年前だったと思いますが、この森間地区の避難道の側溝にですねふたの設置をお願いしたという経緯がありますが、一般質問でやったか、課長にじかに話したか、ちょっと忘れてしまったけれども、側溝自体がですね規格に合ったものでないということで、これに合うふたがないと。ないので難しいのじゃないかという返事でありました。それから、ずっとこんにちに至っておるわけでございますが。

実はですね、この坂道は田野浦の下浜地区の住民の避難道になっておりまして、まあ大体20世帯ないし30世帯がこの道を通って森間地区の方に避難する道になっておりますが。昨年末にですね、確か12月時分じゃったと思いますが、近くの方の方が側溝にですね足を踏み外しまして、けがを負い入院を致しました。これではいかんということで、ちょっとこう私の方へ部落の方が言うて来てくれまして、この質問をする経緯に至ったわけですが。

昨今ですねこの南海地震の発生、これが言われる中ですね、2月の28日にはチリの地震が発生致しまして、多くのチリの方々が犠牲になりました。

そういう意味合いからも致しまして、南海地震がいつ発生するかこれはまた分かりませんし、またこの発生すれば、今、質問にある下浜地区の方々に限らず、近くの方が慌てて避難行動を起こしましてですね、このような事故が起こるといった可能性があります。そしてまた高齢の住民も多くおりますので、地震でですね避難行動を起こしまして、慌ててですね事故が起こるといったようなこともあります。

そういうわけで、この側溝のそばにですね、側溝のふたができんものでありましたら、手すりの設置をですねやっていただきたいという思いで質問を致しております。

よろしくお願いを致します。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

浜田議員の質問にお答えします。

私もこの質問を受けましてですね、現地の方を見てまいってきました。確かにこの手すり設置の要望個所につきましては急な坂道ですね、片方は山のり面となっておりますが、反対側に人家があり、その間がまあ高い所で3メートル程度あるという所でございます。

この道は、普段はですね住民の方々が生活道として利用している所でございます、その坂道を登り詰めた付近がですね田野浦地区避難場所となっております。確かに、この場所は急な坂道ですので、普段住民の方が利用するにも、また避難するにもですね危険と思われませんが、町内にはこのように危険な個所が多くあります。これらの危険な個所をすべて整備するには多額の費用が掛かりますので、皆さんの要望にすべてこたえることはできない状況ではございますが、避難道の整備は南海地震対策として計画的に進めていかなければならないと考えておりまして、これまでも区長からの要望や地域ごとに作成した津波避難計画を基に、順次整備を進めているところでございます。

平成22年度の当初予算では、避難道の整備として6カ所分を計上しております。この予算で田野浦地区につきましては、土山地区のですね整備をすることとしておりまして、平成22年度ではこの個所の整備は難しい状況であるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

課長の答弁では、平成22年度には土山地区の整備をすると。やってくれるということでございます。

田野浦にはですね数カ所の避難個所がありまして、今、課長が言われましたその土山と、それからこの個所が整備するに必要であろうと私は思っております。土山地区がですね22年度にやっていただけるということでございますので、町長が今朝ですかね、昨日やったかな、なかなか一遍にはできんという答弁もいただきました。

まあ精査をして順繰りにやっていくということでございますので、別に急がれたわけではありませんが、さっきも言いましたようにですね、高齢の方々がその森間地区の方には多くおります。それからその買い物をするのが行き帰りにもこの道を使っておりますので、できるだけ早くその手すりの設置をやっていたきたいと思えます。

それから、土山の件ですけれども、ここは手すりだけやなしにまだその道の方も直していかないかんもんで、相当時間も金も掛かるんじゃないかと思っておりますので、まあ、先にやれと言うがじゃないですが、できるだけ早い時期にですねやっていただきたい。

それから町長が施政方針演説ですか、にはですね、まあ平成22年度についても、地域からの要望を精査しながら集落環境を図っていきたいという演説ですかね、意見を申されておりましたけれども。ぜひですねまあ61部落、黒潮町になるとのことで各部落からの要望を簡単にはできんとは思っておりません。そう意味合いからもってですね、22年度からの要望を精査しながらということでございますので、慌てんでも構いませんのでやっていただきたいと思えます。

最後にですね、課長に答弁聞いてもおんなじ答えになると思っておりますので、最後に町長の方で同じような

答えになるかもしれませんが、確認の意味からもよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

浜田議員の田野浦地区の避難道の件についてお答えを致します。

先ほど課長が答弁致しましたように、南海地震対策としてですね自主防災組織の立ち上げなり、また各地区での避難道の整備なりを進めておるところですが、これ基本的には全体の計画に基づいて進めております。

が、いずれにしても、地域でですね住まっておられる皆さんが避難される、また大変な大事な施設でございますので、計画どおり進めるといいましても、担当者はですね区長さんと協議をしながらですね、その中で必要性、緊急性というようなものが出てきたらですね、またそれはそれなりに対応するというふうなことじゃないといかんのじゃないかというふうに思っておりますので、今後ですね、今の避難計画の中では、この避難道については特に問題なしということになっておるようですけども、なお、区長とですね協議をしてですね、検討したいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

町長の答弁いただきまして、ここらでやめろかと思っておりましたけれども、今の話ではですねこの道路は特に問題がないという答弁をいただきましたので、ちょっと言わせてもらいますが、

問題があるから、地域の方が溝へ落ちてけがをしたという質問をしております。

問題がないということはどういうことかちょっと分かりませんが、ちょっとその点、よろしく答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

問題がないというのはですね、今の地区での、この避難道にかんして地区と協議をしてですね状況を判断した結果だと思っておりますけども、特に問題はないということにはなっておるようですけども、今、議員の質問でですね問題があるということですので、区長と協議をするということですのでよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

特に問題ないというのはですね、この津波に対する避難計画というのをですね、それぞれ今地区で作っていただいております、その作る段階ではですね地区の区長さんはじめ役員の方々とか、そういった方々に入らせていただいてですねその調査をして、それぞれ計画を立てておるというところでございまして。まあその時点ではですね、この避難道は特に問題ないというようなことになっておりましたので、今、町長

が申しましたように、私も実際そこ現場へ行ってみるとですねやはり高い所に、先ほど言うたように3メートルくらいあるということでございますので、実際そういう避難じゃありませんけれども、普段の生活でですねそういうふうにはがした方もおりますので、今後また区長さんともですね十分協議しながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

これで浜田純一君の一般質問を終わります。

この際、13時45分まで休憩致します。

休 憩 13時 30分

再 開 13時 45分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

19番（山本久夫君）

それでは、一般質問を行います。

2問目については、議長の方にお許しをいただきまして取り下げるということで、これは委員会で十分聞きましたので、もう結構でございます。

では、第1問目のその庁舎についてですが、私が9月、12月と聞いてきまして今度3月ということで、この3月議会に質問を私からしなかったら誰もしませんが、

決まったことがですね、町長が開会日に朝のあいさつと同等にいただいた庁舎の位置を入野でいいと、ただ一言で終わってしまうんじゃないかと、よかったと思っております、一般質問しといて。

このことにつきまして質問します。

検討委員会が平成20年の8月28日から平成22年2月15日、2月の15日に報告書を提出してありますが、それまでやっていただいて、その結果を受けまして町長は庁舎の位置は入野がいいという決断をされたわけですが、それにつきまして、その検討委員会からの報告および入野に決定された内容、その決定された理由、当然いろんなことを考慮されたと思います。

町長が前にも言われました地方自治法第4条の第2項に書かれている、庁舎の位置はこうあるべきであるという条文がありますが、その内容とともに検討委員会が出された報告書の内容を検討され、その上、実際入野にしたわけですから、じゃあ入野は建設が本当に可能かどうかということも十分検討された上、この提案をされたということやないかと思っておりますので、まず考慮された事項について1回目お聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

山本議員の庁舎の移転位置についてのご質問にお答えを致します。

今議会冒頭に報告させていただきましたように、結果として現庁舎東側の部分を第1候補地と定めたいという報告を致しました。

その理由でございますが、議員の質問にもありましたように庁舎移転建設検討委員会を立ち上げまして、大変長い間ご議論をいただきました。

過日、その報告を受けたわけですが、この委員会につきましては本当に皆さんご苦労さまでしたと申し上げなければなりません、結果として投票という形になりましたので当然順位も付きました。それで順位については、広野団地西隣が1位ということでございましたので、私もこれを尊重しなければならないとの思いで、ほんとにいろいろな角度から検討を致しました。

そして、黒潮町新庁舎の位置につきましては、やはり庁舎のあるべき姿と申しますか一般的に求められておる条件、まあ、いろいろあるわけですが、利便性あるいは交通アクセスの事情、他の公共施設等の設置の状況、まちづくりの推進についてどうかというようなことを総合的に考慮し、現庁舎東駐車場前が適当と考えた次第です。

なお、懸念されます地震、津波の対策につきましては、地盤のかさ上げ、あるいはその工事のやり方、工法によってですね一定の対応ができるものというふうに考えまして、こういう結果に至りました。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再質問します。

町長、その言われた決定した事項というのは、よく言われる地方自治法の第4条の第2項に書かれているね、その内容はそのままなんです。利便性を考えて、町民の。それは何でかというのは、地方自治法もあつちでもこつちでもどこへでもええき建ってくれいわけにはいかんわけで、やっぱり補助金であれ、なんであれ、国が援助をせないかん、施設には。そういう部分があるから、好き勝手にあまりにも地方自治体が勝手にですね、建つわけにはいかんぜよという縛りはそこらにあるわけで、ただしも、今までずっとその庁舎の位置で議論をしてきた中で、やっぱり一番町長が心配されておったのは、私も言ったんですが、要はこの庁舎のことは、何で慎重に法律まで書いて何で慎重にやれと言うのかというのは、やっぱり町民に直接利害関係がものすごいある、事務所の位置というのは。だから、慎重にきなさいという話になるわけです。

ただ、今、言われたことが、利便性があつたり公共施設があつたり、その他商業施設があつたりとか、町民の利便性がある、駅が近いというのは当たり前の話であるわけで、ただし、その中を検討してくださいという検討委員会には、自由にやってくださいという話で、何回も言いますけど検討したわけです。

そもそも検討委員会というのは、前も話しましたが、要は町執行部がどこにしようがなかなか提案がない、迷う。だから、検討委員会を立ち上げてそこに助言をしていただきたいと、そういう建前で検討委員会をつくっちゃうわけです。それは政治手法でやっちゃうわけですが、そこへ町長自らが委員として入り込むわけで、そこもちょっと疑問に思うところがあるわけですが。

通常、検討委員会からは、通常であれば答申をいただく。そういう内容ですが、検討委員会自体に町長が入ってるために答申が出せないと、報告書になると、こういうたてりになって今のところはなっちゃうわけです。ですから、今、先ほど述べたような町長の考えというのは、十分その検討委員会で話ができるはずであつてね、町長は広野が1番で、2番がここの現位置付近で、3番目が上川口ということで決定された中で、英断をされたように言いますが、そういうもんじゃなしにね、本来町長自らが委員になつてるわけですから、そこでいくらかでも今言うたようなことを話せる。にもかかわらず、検討委員会の運営はこういう結果になったわけです。

私が思うにね、もともと執行部は、たぶん検討委員会を立ち上げてやっても、この現庁舎付近になるであろうという想定の上に検討委員会をやっているんじゃないか、それが思わぬ方向になるから途中でね、委員である町長自らがね、検討委員会を愚弄（ぐろう）したような発言があったり、対立の構図になるというようなね、ことを言わなあいかなる。

本来、検討委員会らあもっと尊重すべきです。もっと。この2年近くやった、2年くらいやって検討委員会にたいちゃ検討していただいていますという答弁をずうっと繰り返した割には、いざ、検討委員会の報告書を受けて報告するのが、あまりにも薄っぺらいというか軽々しい。これだけの町民の利害関係がこれだけある、庁舎の位置を決定する、発表することが朝のあいさつと同等のようにね取り扱われる。そういうこと自体が検討委員会も尊重やなしにね、あまりにも粗末に取り扱いじゃない。やっぱり慎重に審議してもらって、慎重な報告書を受けたら、やっぱり誠意を持って答えるべきである。

議会でも、特別議決を要る。3分の2以上の議決が要る大事な重要案。この議会で議決することはまずないと思う。なくても、庁舎の位置については議員それぞれ関心も持ってるわけですから、やはり誠意を持って説明すべきじゃないか、もっと。もし、この一般質問がなくてこの議会が終われば、開会日の入野でいい、たった一言で終わって、じゃあ関係部署の課長は用地を買いに行くがですか、今から。そんなもんじゃないろ、庁舎いうのは。

やはりそういうことはね、議員協議会なり開いてやっぱりこういう結果が出ましたと。だからこうしたいんですが、どうでしょうかという協議をしかるべきやないですか。その中で少なからずこの議員が、3分の2以上が賛同できそうな雰囲気であれば、用地交渉に入っていくというのがやっぱりあ筋やないですか、この大事な事務所に。入野やから、現位置地付近やから、私はいかんということを言うんじゃない。どこでも僕はかまんですよ、極端な話。

やっぱりそれだけ決まったことは決まったこと、決めたことは決めたこととして尊重もせないかんけど、その過程があまりにもずさんなとかね、そのことをきちっとしてないから検討委員会の値打ちもないし、われわれ議会に対しての説明もまったく不備で終わる。

このことを町民に聞かれて、入野がいいって書いちゃったが、あらあどうしたかぞいうたら、あの検討委員会が出してきてこんななったがよ言うて終わりや。じゃあ、私らの利便性というものは、どうやって考えてくれたかぞいうたら、そらあ町長に聞け言わなあいかん、僕らは。そういうね、大事な議案ですよ。やっぱりもうちょっとね、慎重に取り扱うべきや。

執行部だけが、この提案が出てるというもんじゃない、条例は。議会からも提案できる、事務所の位置の条例なんちゅうのは。やはりね、もっと、もっとねこういうことは慎重にやるべきや。結論は出すことは結構なんです。出し方があるんです、もっと。

町長は絶対ね、執行部もそうやけど、絶対、現位置付近になることは想定して動いちゃう。検討委員会は単に候補地を3カ所挙げて、後は町長頼むぞというような雰囲気ではない。わざわざ委員会を休んでいる人まで投票させて。私から言わせたら検討委員会やない、設置委員会や。それは何でかいうのは町長も入ってるからですよ、その委員会に。町長が入ってなかったらね、執行部では迷うて、今言うように迷うたから何ともならんから検討委員会の意見を聞いて、参考にしたいという答弁で聞こえるんですけど、自らが入って、自らが発言して、自らがいろんなことを言うて手だてをしてですよ、休んだ何人かにわざわざ投票までさせて、それへわざわざ点数まで付けて、それで出た結果に対して、それが単なる参考に、諮問機関であるような雰囲気ではない、私から言わしたら。

それも、現位置が8票で広野団地が7票いうがやったら甲乙付け難いけん悩んだ挙句、ここにしたいうたら分かるんです。点数を見てください。議会で過半数で可決したばあ違いますよ。46点と26点とか何とか。ダブルスコアや。それをやっぱりやってね、自らが入っちゅう検討委員会を対立の構図やいうて言いながらやってきた挙句がこれ。誰も対立なんかしてない。東の人はもっと東へくりゃあええ。西の人はもっと西へくりゃあええと思うのは、これは通常誰も思うこと。しかし、それをかなえれんから、いろんな人の意見を聞いて町長が英断をせないかん、こういうもんは。やっぱり西の人も東の人も意見も聞きながらいうことが抜けてしもうてね、ただ、まあ一応聞いてみろうかと。もう始めから分かっちゅうがじゃけんどちゅうような立場でね、ものを言い出すと狂うてくる。

だから、頼んだことに重みがないから、もらった答案にも、答えにも重みがない。だから、言うことが軽いです。順番どおりいっちゅうに。あまりにもこんなね、事務所の位置についてねえ、あまり今までこんな、かつてないで。

合併した黒潮町が本庁どこにするやいうときにね、おはようございます。入野がいいで終わりっっちゃうよなね、聞いたことがない。そのへん町長、もうちょっとね慎重にすべきやないですか。

それと、検討委員会のことも考慮したと。結果も出ました言うたけど、やっぱり検討委員会で、じゃあ検討されたことは何やったがです。

じゃあ、入野と現位置の今の場所と、広野団地をどうしてこう決定する上で、何がいからって広野はやめて、何が良かってこの現位置付近にしたのか、そのことをもう1回聞きます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えします。

手順に配慮が足りなかったということがあれば申し訳なく思いますが、まあ、いろんな今までの議論もですわあったわけですし、私としてもいろんな意見も聞いて、最終的に悩んで、本気で悩んで、決断を下したということをご理解いただきたいと思います。

広野団地とこの現位置周辺ということの比較ですが、現位置、ご存じのように現位置周辺についてはもう地震、津波の心配、懸念というものが最大のものがございました。そして広野団地についてですが、これは丘の上ですわね、非常にシンボリックな庁舎が出来上がるということになるろうかと思えますけども、よくよく考えてみますと、そのアクセスその他においてもですわね、例えばこんな例を言ったらあれですけども、県の職員が汽車で入野駅を降りられて庁舎まで行くときに、我々の地域はタクシーもそう何10台もあるわけじゃありませんので、まあそんなことも思えます。

それから、何といっても高齢化の社会の中ですわね、いずれ車に乗ってこられる方が多いとしても、現位置辺りですと自転車なり歩いてなり来られる方もおるわけですので、もう総合的にそういったこと考えたらということ。

それから、広野団地の場合もう1つですわね、庁舎を中心にその周りにいろんな施設なりができて、広がりを見せていくということがなかなか考えぬくい。まあ言葉で言えば、孤立した状態になるんじゃないかということを実際に考えました。そして最終的に現位置で、周辺でという結論に達しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番 (山本久夫君)

再々質問で最後になりますけど、町長、まあその広野団地は孤立するとかね、いろいろなことを言われますけど、そういう今考慮したことを今述べていただいたんですが。だからそれは初めから分かっちゃうことで、極端に言えば、庁舎の位置というのは。

考えようによっちゃあね、56号改良が進んで終わっちゃうたらね、とっくにもうこんなもん、ここはどっかに行っちゃうがですよ。ただ56号の改良が遅れちゃうために、これが今ここにあってまぎりゆうわけですから、そらあね。しかし、そうしゆう間に合併したわけで、今までやったら入野地域とかね旧大方町で考えたらええ問題が、黒潮町で合併したために佐賀のことも配慮せないかんだったと、庁舎をやるのにはね。そういう事業が遅れたためにそういうことも考慮せないかんだったということで、苦しい立場というのは十分分かるけど、それだけこう一般質問したらそれだけの答えが返れるんだったら、何で検討委員会のときにね、そういう話をしないのか。されたとは思うけど。

そうした結果がね、後で結果が出てから後でずらずらずらそういう条件があります、こういう条件があります。アクセスはこうじゃないとまずいで言うたち、ここが海拔5メートルばあしかないとこやもん、ここ。あと5メートル上げたらもう大丈夫やから建てれんこともないやん。地震対策だって、あんまり神経質になる必要はないと思う。

そうしたことも全部分かっていながらね、それまで検討委員会におるときは何も言わず、検討委員会では自由にどうぞちゆうようなもんで、市街地活性化事業なんかを入れたやつはね、庁舎はここにはないと町は滅びるようにうたわれて、それも書かれて持ってこられて、それを検討委員会ではみんなに審議してくれ言うたら、みんなが、そんなことは気にせんとやっってくださいいうて、誰が言うたがです。町が言うちゆうがでしょう、それも。市街地活性化やから大事にせないかん、これは。庁舎がこの入野地域からないなったら全部さびれるいうてね、そういう診断を受けてる。そういう受けた診断をじゃあ真剣に、皆さんこのことを真剣に考えてくださいという話やない。これはこれとして皆さん、自由に考えてください。自由に考えたら広野になったんですよ。

だったら、考えられた検討委員会には大変失礼やないですか。条件がこんだけありますいうていっぱい言うて。同僚議員がさっき一般質問されたときもそう。庁舎の位置の条件を、12項目あるやつは参考にするがですか言うたら、しませんいうてはっきり言う。かといつて結果が出たときに、私が選んだ所はこういう条件ですから良かったちゆうようなね、あまりにも検討委員会を無視してませんか。だったら、検討委員会に最初から言いなさい。駅のあること、公の施設があること、学校があること、商業都市があること、銀行があること、農協があるこというたら、嫌でもここになる。そのときに必要性を訴える方が、もっと町民には理解を得るんじゃないんですか。

検討委員会の中にはおるんですよ、何で広野やないがやいうて。そらあ不思議に思いますよ。22名とか23名の方が投票して、半分が広野や。12人が広野で、7人がここ。あと4人が上川口。これだけ差があるいうて作って検討したのは、自分自身ですよ。町長自身がそういう導いちゆうんですよ。もともと町長は現位置付近を想定してね、その決断をするに検討委員会の報告や、また各種どっかからきた要望書をあなたはよりどころにしてそのことを言いたかった、ここにするというのを。

しかし、よりどころとしたところがへち言われたもんやから、おかしくなってくるんよ。だから、物事の手法とか検討委員会の立ち上げ方、検討委員会の諮問仕方、その結果の取り扱いが希薄、ものすごい。検

討委員会の人ら値打ちはない。そういう今、町長が決断された、どうしてここにしたいか、羅列して言った条件いうものを考えてくれるじゃろうと思うちよつたつちゅような話じゃないですよ。ちつたあ考えないかんろうがいうたら、自由にどうぞ言われたけん自由にやったんや。

これはね、私はここ入野にしたから反対じゃあとか言いゆうわけじゃあないんです、ほんまに。間違わんとつてくださいね。ここにするまでの町民の感情や、この合併した状況の中、佐賀へも心配りもせないかん。また地元の入野地域の方、大方の人、そうした人にいろんな気を使いながら本庁の場所を決定するに当たって、あまりにも町長の取った手法、やり方というのは思いやりがない。英断とは言いながらも英断じゃあない。英断というのは、もうちよつとね値打ちがある。

町長、今後、今から入野と口にしたわけですから、今後はどうします。

今からまた12月に私が質問したときに、このことを広く広報に載せて町民の声を聞くというような答弁もされましたが、またこれを広報へ載せて聞きますか。それで皆さんの意見をいっぱい聞いて、またどっかから何か言うてきたらそこへ変えますか。もう最終的にここですと、変わりませんか。この入野から絶対庁舎はもう決まったから、決めたから、そうやってもう変わることはないのか、変更しないのか。だったら、その変更しなかったら議会に対してはどうするのか。このまま終わるがですか。多分この議会の20人が議決することはないと思います、庁舎の位置について。原則的には番地まで入った所が事務所の位置ですから、地方自治法上、第1項に書きちゅう。県庁建てゆうわけじゃないですからね、うちくは。県庁やったらね、県下の市町村名でええけど、地方公共団体の事務所の位置というのは番地が入らないかん。だから、今議会には必ず議決をされるようなもんじゃない、この議会では。

しかし、用地を買えん所を勝手に番地付けて庁舎を建つというわけにはいかんわけで、今からの作業がいっぱいあるわけですよ、決めたら。土地も買わあないかん。土地も買えらつても、庁舎に売ってくれるという確約書なりそういうものをいただいた上で、番地を入れて黒潮町何番地にするという条例を作らないかん。それを3分の2以上の議決をもって、賛成をもって議決をせないかんのが事務所の位置の決定の仕方。

今後、町長、変更せずやるものか。それと、そのへんのどの位置を、じゃあ今から想定して用地、またその他もろもろのアクセス、そういうことを考えたことをやるのか。議会にも報告してくれますか。議会は知らん顔ではおれんですから。議会が仮に広野団地にするいうて条例を出したら困るでしょう。提案権は議会にもあるわけですから。だから、ぐちゃぐちゃにならんようにやっぱり詰めるところは詰めてやっぱりね、話もしてやららつたらいかん、こんな問題は。それへ町民感情が重なってくるとよけやこになる。それも自分のまいた種やからしやあない。

絶対変更しませんか。それと、議会にはどうするか。あと、今後はどうするんか。一応想定されて入野は入ったわけですから。

もう最後これしか聞けませんので、明確にお答えください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えします。

議会の冒頭申し上げた内容にですね、この場所が適当と考え作業を進めてまいりますというふうに申し上げました。ですから、実際に用地の問題等々作業に入っていかなければですねめどが付いてきませんの

で、同時に進ちよくについては、議会の皆さんにも報告その他申し上げながらですね進めていきたいと思っております。

なお、手順としていろいろご指摘を受けましたけども、私は前議会でいつ発表するのだというような宿題もいただいておりますので、そのときにまあ3月議会までにはということで、ああいう形で発言させていただきました。

ほんでまあ広報等にうんぬんということもですね、正式な報告と議会との時間的な兼ね合い等もあります、結果としてそういうふうな思いもありましたけども、それは間に合わない状況が生まれました。

まあ、いずれにしてもご指摘はご指摘としてですね、今後大事な問題として慎重に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで山本久夫君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 13分